

23 勅語奉読式挙行方通牒

〔昭和七年十月〕

發文八三三号
〔注記1〕
定決裁
10月14日
文書課長
〔安橋〕
送発
10月14日
起案者
〔佐藤〕

昭和七年十月十二日起案

庶務掛長 〔阿部〕

文書課長 〔山川〕

大臣 花押 〔鳩山〕

審査委員 〔河原〕

次官 〔栗屋〕

専門学務局長 〔赤岡〕

普通学務局長 〔武部〕

実業学務局長 〔菊池〕

社会教育局長 〔岡屋〕

秘書課長 〔菊澤〕

政務次官

参与官 〔石坂〕

督学官 〔森岡〕〔金子〕〔岡村〕〔木村〕〔石井〕〔下村〕

案ノ一

年月日

次官

各地方長官

直轄学校長 (文理科大学以外ノ大学ヲ除ク)

(注記3)

(注記2)

(下 札)

公私立専門学校長 (実業ヲ含ム)  
公私立高等学校長  
以上各通苑

勅語奉読式挙行方ノ件

明治二十三年十月三十日渙發セラレタル教育ニ関スル 勅語ハ我ガ固有ノ国体ニ基キ天地ノ公道ニ則リ万世ニ亘リテ渝ラザル国民倫常ノ大綱ヲ昭示シ給ヒタル 聖訓ニシテ本邦教育ノ精髓トシテ之ガ徹底ヲ期スベキハ申スマデモ無之又昭和六年十月三十日教育者ニ対シ下シ賜ハリタル 勅語ハ教育教化ノ要諦ヲ明示セラレタル 聖訓ニシテ教育者ノ徳操識見ヲ砥礪シ感応風化ノ功ヲ全ウスル上ニ日夜服膺シテ怠ルベカラザル儀ニ有之我ガ国運ノ發展ニ伴ヒ益々国民精神ヲ作興スルノ要切ナルモノアルニ鑑ミ教育当事者ヲシテ以上ノ 聖訓ノ御趣旨ヲ奉体シ克ク其ノ職責ヲ尽サシムルハ極メテ肝要ト認メラルルニ付自今毎年聖勅渙發ノ当日タル十月三十日ヲトシテ各学校ニ於テ 勅語奉読式ヲ挙行シ教育ニ関スル 勅語ニ就テハ職員並ニ生徒児童(地方長官宛〔及文理科大学長宛〕)以外ノ分ハ——ノ箇所ヲ生徒トス) 参集ノ上学校長 (文理科大学ニ付テハ学長) 勅語ヲ奉読シ且之ニ関スル訓話ヲ行ヒ又教育者ニ対シ下シ賜ハリタル 勅語ニ就テハ職員 (文理科大学、高等師範学校、女子高等師範学校、業補習学校、<sup>加總</sup>教員養成所ニ於テハ本校ノ学生、生徒ヲモ加フ) 臨時教員養成所、実業教員養成所、師範学校及実業学校) 会同ノ上学校長 (文理科大学ニ付テハ学長) 勅語ヲ奉読シ相共ニ覚悟ヲ新ニスル様致度ニ付其ノ旨貴管内各学校ニ通達シテ右ニ依リ施行セシメラレ度 (地方長官以外ノ分ハ——ノ箇所ヲ貴学、貴校ニ於テ右ニ依リ施行相

成度トスルコト) 依命此段通牒ス

尚本省直轄学校、公私立専門学校(実業ヲ含ム) 公私立高等学校等ニ対シテハ本省ヨリ直接本件通牒致シタルニ付為念申添フ

注意

尚以下ハ地方長官宛ノ分ニ限ル

案ノ二

年月日 次官

拓務次官宛

勅語奉読式挙行方ノ件

教育ニ関スル 勅語並ニ教育者ニ(加筆) 下シ賜ハリタル 勅語ノ奉読式挙行方ニ付別紙ノ通牒致シタルニ付為御参考通知ス

注意

別紙ハ案ノ一(抹消) 膳写ヲ用フルコト

(注記4) 全国各学校で勅語捧読式挙行

今後毎年渙発当日に

文部省より通牒を發す

文部省は自今年聖勅渙発の当日たる十月卅日をトして全国各学校で勅語捧読式を挙行せしめ

教育に関する勅語については職員ならびに生徒、児童參集の

上学校長勅語を捧読しかつこれに関する訓話を行ひ、また教

育者に対し下し賜りたる勅語については職員(文理大、高

師、女高師、臨時教員養成所、実業教員養成所、師範、実補

教員養成所は学生生徒をも加ふ) 会同上学校長勅語を捧読し相ともに覚悟を新たにして一層聖旨に副ひ奉らしめること

となり

十四日その旨全国直轄学校長、公私立諸学校長ならびに地方長官に通牒を發した。

(注記5) 勅語捧読式を厲行せよ

文部省から通牒

文部省では十四日地方長官に對して教育勅語渙発当日毎年勅語捧読式を行ふよう左の如き通牒を發した

明治二十三年十月三十日渙発せられたる教育に関する勅語の御趣旨を奉体し克く其の職責を尽さしむるは極めて肝要と認めらるゝに付爾今年聖勅渙発の当日たる十月三十日をトして各学校に於て勅語捧読式を挙行し教育に関する勅語に就ては職員並に生徒児童參集の上学校長勅語を捧読し且之に関する訓話を行ひ又教育者に對し下し賜はりたる勅語に就ては職員会同の上学校長勅語を捧読し相共に覚悟を新にする様致度に付其の旨貴管内各学校に通達して右に依り施行せしめられ度し

(注記6) 教育勅語捧読式を決定

十月卅日に

文部省は従来学校に依り教育勅語捧読式の挙行区々別々なる

を遺憾として今回教育勅語を渙発せられた十月三十日をトし  
 全国の各学校一斉に教育勅語捧読式を挙行せしむる事に決定  
 し十四日各地方長官に宛教育勅語捧読式挙行方の件通牒を  
 発して之れが趣旨の徹底を期する事となつた

文部大臣官房秘書課長

兵庫県学務部長

本月三十日勅語奉読式挙行セシムル見込ナリヤ

(電報)

リム 三六 コウベ シモヤマテ 七二 コ四・三〇

官報

モンブシヨウ

2416

(注記7)

カンボ ウヒシヨクワテウ

ホンツキ三〇ヒチヨクゴ ホウド クシキキヨコウセシ  
 ムルミコミナリヤ五ヒヘ

KE 19 PM 4 37 (注記8)

(電報)

リム 二〇 コウベ シモヤマテ 七セ九、七

モンブ ダ イジ ン 1182 (注記9)  
 カンボ ウヒシヨクワチヨウ (加筆)  
 官報 [兵庫県学務部長] 13

一チイホウド クシキノ一ツターハム五ヒヘ  
 (加筆)  
 [勅語奉読式ノ通牒拜受セリ]

七九、五四 (注記10)

号	号		文書課長	送発	月日	起草者	印
	定	決裁					

(注記7) 昭和七年十月二十日起案

文書課長

電信案 一、モケ

文書課長

兵庫県学務部長宛  
 本月一四日付文八三号文部次官ヨリ貴県知事宛通牒ノ通り

(注記1)

「文部時報登載」「例規類纂材料」(有原)

(注記2)

「記録掛/11・3・14/受領」

(注記3)

「三三」(簿冊内件名番号)

(注記4)

「大阪」7・10・10/毎日

(注記5)

「時事」7・10・19/新報

(注記6)

「中央」7・10・15/新聞

(注記7)

「東京中央電信局」7・10・19

(注記8)

「1143」

(注記9)

「東京中央電信局」7・10・20

(注記10)

「5041」

(注記11)

「廃案」

(下札)

〔中山〕  
④種別 い一/聯繫 /登録追加 /件名 各地方長官等へ通牒

勅語奉読式挙行方 例規類纂材料/番号 発文八三/結了年月日

昭七、一〇、一四/保存年限 ムキ/枚数 9

〔自大正12年11月至昭和21年5月  
帝室ニ関スル総規 第1冊〕 文部  
省⑤ 3A, 30-5, 1044